

○伊東市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成18年12月1日

伊東市告示第264号

改正 平成19年12月伊東市告示第217号

平成20年2月伊東市告示第41号

平成22年9月伊東市告示第159号

平成24年3月伊東市告示第51号

平成25年3月伊東市告示第37号

平成28年1月伊東市告示第4号

令和2年3月伊東市告示第59号

令和5年2月伊東市告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊東市（以下「市」という。）が募集した広告（以下「広告」という。）を有料で掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報いとう
- (2) 伊東市ホームページ
- (3) 市が使用する郵送用封筒
- (4) その他市長が広告掲載を認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる風俗営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他の広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載優先順位)

第4条 広告の掲載優先順位(以下「優先順位」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 第4順位 その他広告として掲載することが妥当であると市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに指定した位置とし、別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 市長は、広報いとう等により広告掲載希望者を公募するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、伊東市有料広告掲載申込書(第1号様式)に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条に規定する伊東市有料広告掲載の申込み(以下「掲載申込み」という。)があったときは、あらかじめ伊東市広告選定委員会(以下「委員会」という。)に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告掲載位置に、優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。
- 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に伊東市有料広告掲載決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(委員会)

第10条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、秘書広報課長、デジタル政策課長、庶務課長、財政課長及び産業課長で組織する。
- 3 委員長は、秘書広報課長とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した職務代理者が委員長を代理する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める場合には、関係課長を委員とすることができる。
- 6 委員会の庶務は、秘書広報課において処理する。

(平28告示4・令2告示59・令5告示17・一部改正)

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告主は、伊東市の市税等を完納していなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 市長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかつたときは、広告掲載料を還付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、別に定める基準により還付をしないことができる。

(取扱基準)

第15条 広告媒体を所管する部署（以下「所管部署」という。）は、第5条及び第6条の広告の掲載位置及び広告掲載料について別に基準を定めるものとする。

- 2 所管部署は、前項の基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(広告掲載物品の受入れ)

第16条 市長は、広告を掲載した封筒その他の物品（以下「広告掲載物品」という。）の寄附の申入れがあつた場合は、当該物品を受け入れることができる。この場合におい

ては、第3条、第5条、第10条、第12条及び前条の規定を準用する。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載物品の寄附を受け入れる場合は、寄附申込者に対し、当該広告掲載物品の作成等について書面の提出を求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成19年12月7日伊東市告示第217号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日伊東市告示第41号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月27日伊東市告示第159号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日伊東市告示第51号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日伊東市告示第37号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年1月4日伊東市告示第4号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日伊東市告示第59号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月20日伊東市告示第17号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。